

総務常任委員会会議録

令和3年3月31日

寒 川 町 議 会

出席委員 黒沢委員長、吉田副委員長

茂内委員、山田委員、柳田委員、佐藤（一）委員、青木委員、山上委員、柳下委員
天利委員

説明者 野崎総務部長、大八木税務課長、池田副主幹、鳥海副主幹、遠藤主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第22号 寒川町町税条例等の一部改正について

午後2時30分 開会

【黒沢委員長】 それでは、皆様、改めまして、こんにちは。

定刻となりましたので、本会議の休憩中ではございますけれども、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の総務常任委員会の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございます。議案の内容につきましては、先ほど本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第22号 寒川町町税条例等の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。年度末のお忙しい中、議会を開催していただきまして、ありがとうございます。本日は、地方税法等の一部を改正する法律に伴いまして町税条例等の一部を改正するものでございます。

それでは、付託議案1、議案第22号 寒川町町税条例等の一部改正について、大八木税務課長からご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 皆様、こんにちは。それでは、議案第22号 寒川町町税条例等の一部改正について、その内容をご説明いたします。今回の改正につきましては、本日、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の公布に伴い、寒川町町税条例及び寒川町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正をするものでございます。なお、寒川町町税条例等の一部を改正する条例は、令和元年寒川町議会第1回定例会9月第2回会議において可決いただきました令和元年寒川町条例第5号でございまして、以後一部改正条例と申し上げます。

一部改正の内容につきましては、固定資産税及び都市計画税の課税標準額を算出するための負担調整措置について現行の仕組みを3年延長するための改正と、軽自動車税の環境性能割に関する規定につい

て条文の整理を図るための改正２点でございます。

それでは、一部改正についてタブレット資料５分の４ページ、新旧対照表に沿ってご説明いたします。新旧対照表の１ページをご覧ください。第１条は、寒川町町税条例を改正するものでございます。土地に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準額につきましては、前年度課税標準額にその年度の評価額の５％を加える方法で算出いたしますが、地目変更があった土地や用途変更のあった宅地につきましては、前年度の課税標準額がほかの地目やほかの用途として算出したものであるため、そのまま使うことはできません。そのためそのような土地につきましては、平均負担水準方式か、あるいはみなし方式により前年度課税標準額を算出する必要があるのですが、町税条例附則第８項は、前年度課税標準額の算出方法として地方税法附則第１８条の３及び第２５条の３の規定、すなわち平均負担水準方式は適用しない旨を定めるものでございます。この平均負担水準方式は、地目、用途ごとに前年度の課税標準額の総額を前年度の評価額の総額で除して得た数値、すなわち平均負担水準を使用してその地目の平均的な水準の前年度の課税標準額を算出というものです。本町の場合、町内において地価の動向にばらつきがあることなどから、評価額に対して課税標準額がどの程度まで到達しているかという水準にもばらつきがあります。そのため平均負担水準方式を採用した場合、課税標準額の水準が平均負担水準額と異なる地域においては、地目変換等のあった土地だけ周りの土地と比べて課税標準額が高くなったり低くなったりと地域における課税標準額の均衡が崩れることとなります。このような状況であることから、本町においては平均負担水準方式は採用せず、過去から変更後の地目、用途であったとみなし、過去から再計算し、前年度課税標準額を算出するみなし方式を採用しております。この方式の場合、その地域の地目変換等がなかった土地と同水準の課税標準額を算出することができることから、町内の課税標準額の均衡を保つことができます。

今回の改正は、このみなし方式を３年間延長するため、町税条例附則第８項中の「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め、根拠法令を「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」に改めるものでございます。

第２条は、一部改正条例を改正するものでございます。一部改正条例を改正いたしますのは、地方税法が改正され、自家用の三輪以上の軽自動車であって、乗用のものに対する環境性能割の軽減の適用の期限が令和３年１２月３１日まで９か月延長されたため、町税条例附則第１８項に規定している期間についても、附則第１８項に規定している期間についても、改める必要が生じましたが、同項については、一部改正条例において１項繰り下げることでございまして、その改正規定が未施行となっているからでございます。

今回は、新旧対照表のとおり一部改正条例第３条を改め、１項を繰り下げる改正規定中の「令和元年１０月１日から令和３年３月３１日までの間」を「法附則第２９条の１８第３項の特定期間」に改める改正を加える形で町税条例附則第１８項を改正いたします。

なお、この特例期間というのは、地方税法附則第２９条の８の２に「令和元年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間」と規定されているもので、町税条例附則第１８項の根拠規定である法附則第２９条の１８においてもこの用語を使用していることから統一を図るため、期間そのものを規定する方法から用語を引用する方法に変更いたしました。

新旧対照表2ページをお開きください。タブレット資料5分の5ページとなります。改正附則でございます。第1項は、施行期日を定めるものでございます。第1条、すなわち固定資産税及び都市計画税に関する改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行日と同日の令和3年4月1日とし、第2条、すなわち環境性能割に関する改正は、一部改正条例の施行日である令和3年4月1日よりも前に施行する必要があることから公布の日とするものでございます。第2項は、附則第8項の改正に関する経過措置を定めるものでございまして、令和2年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による旨を定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

柳田委員。

【柳田委員】 今回の改正で令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税及び都市計画税について適用されるということなんですけど、固定資産税の負担調整措置の仕組みも変わってくるのでしょうか。お伺いします。

【黒沢委員長】 鳥海副主幹。

【鳥海副主幹】 ただいまのご質問にお答えいたします。今回の改正につきましては、平均負担水準方式を採用しないというものを3年間、次の令和3年から令和5年まで適用しないというものを延長するものでございまして、負担水準を計算します負担調整措置の内容については変更はございません。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございませんか。

山田委員。

【山田委員】 軽自動車税でお聞きしたいんですけど、元年度10月の消費税増税のときの変更の延長だということだと認識したんですけど、これに関してグリーン化特例の環境性能割ということですね。結局減税措置を延長するということなんですけど、これに付随して私たちは前回の改正のときに反対したんですけど、13年を過ぎた車に関しての課税も並行して行うということでよろしいのでしょうか。

【黒沢委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 ただいまのご質問にお答えいたします。今回は環境性能割の臨時的な税率の軽減の措置の経過についてでありまして、引用してある重課の関係はまた別の内容になりますので、今回については、その話題はまた違う話になってまいります。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございませんか。

なければ、吉田副委員長。

【吉田副委員長】 1点ご確認させていただきたいと思います。先ほどもご説明の中で特定期間のご説明がございました。12月31日までということ、こちらは上位法で特定期間に関しては規定されているものですから、こちらから変えるものではないとは思いますが、仮に12月31日までであった場合、今日のこのような場が12月31日にもう一度行わなければならない可能性が生じるということではよろしいのでしょうか。

【黒沢委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 このたび、今、委員が申されました特定期間という表現を引用させていただいたのは、今ご心配されております期間がまた変わったときでも、こういった委員会を開いていただかなくてもいいような形で、上位法で期間が設けられているという意味合いを特定期間という表現で地方税法の附則では定めておりますので、そういった表現にあえて変えたという意図も1つありますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

【黒沢委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 やらなくてもいいということですね。

【黒沢委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 申し訳ございません。結論は開かなくてもいいような措置で対処いたしました。以上でございます。

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の総務常任委員会に付託されました議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決にいく予定ですが、討論のための休憩はいかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 なくて大丈夫ですか。休憩なしでよろしいということですので、このまま進めさせていただきます。

それでは、これより討論に入ります。議案第22号 寒川町町税条例等の一部改正について討論はありますか。まず反対の討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 次に、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後2時45分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年6月2日

委員長 黒 沢 善 行